

再評価結果（平成29年度事業継続箇所）

担当課：道路局 高速道路課

担当課長名：伊勢田 敏

事業名	首都高速晴海線 <small>しゅとこうそくほるみせん</small>	事業区分	都市高速道路	事業主体	首都高速道路株式会社
起終点	自：中央区晴海二丁目 <small>ちゅうおうくはるみにちようめ</small> 至：江東区有明二丁目 <small>こうとうくありあけにちようめ</small>			延長	2.7km
事業概要					
首都高速晴海線は、開発が著しい東京臨海部、晴海・豊洲地区から発生する交通需要を高速湾岸線に誘導する役割を担うほか、都心部と高速湾岸線とを結ぶ高速9号深川線・11号台場線のバイパスの機能などが期待されている路線である。					
H13年度事業化		H5年度都市計画決定		H16年度用地着手	
H13年度工事着手					
全体事業費	579億円	事業進捗率	76%	供用済延長	1.5km
計画交通量	13,600～18,800台/日				
費用対効果	B/C	総費用	(残事業)/(事業全体)	総便益	(残事業)/(事業全体)
分析結果	(事業全体) 1.6 (残事業) 2.7	76/747億円 事業費：48/667億円 維持管理費：28/80億円		207/1,227億円 走行時間短縮便益：182/1,079億円 走行経費減少便益：19/111億円 交通事故減少便益：6/37億円	
基準年 平成28年					
感度分析の結果					
【事業全体】交通量：B/C=1.5～1.8（交通量 ±10%）			【残事業】交通量：B/C=2.3～2.9（交通量 ±10%）		
事業費：B/C=1.6～1.7（事業費 ±10%）			事業費：B/C=2.6～2.9（事業費 ±10%）		
事業期間：B/C=1.6（事業期間+1年）			事業期間：B/C=2.7（事業期間+1年）		
事業の効果等					
①円滑なモビリティの確保／物流効率化の支援					
・沿線地域から羽田空港・東京港へのアクセス向上、高速バス（豊洲駅～羽田空港）の利便性向上及び定時性確保					
②都市の再生／個性ある地域の形成					
・ウォーターフロントの特性を活かした複合市街地形成への寄与（臨海部開発における交通基盤の一部を担う）					
③災害への備え					
・緊急輸送道路である一般道路（晴海通り及び放射第34号線）及び並行する高速ネットワーク（高速9号深川線・11号台場線）の代替路線として機能					
関係する地方公共団体等の意見					
東京都知事の見解：首都圏において、人・モノ・情報の交流を支える高速道路は、国際競争力の強化や地域の活性化、被災時の緊急輸送、迂回機能の確保などに資する重要な社会基盤であるため、首都圏の高速道路網の早期完成を図ることが重要である。					
高速晴海線は、高速湾岸線と都心環状線を連結する路線であり、築地・月島地区の交通や臨海副都心・豊洲・晴海の開発事業による新たな交通を円滑に処理し、臨海部の利便性の向上、都心部と臨海部の連携強化を図ることを目的としている。					
このうち当該事業（晴海～有明間）は、物流の効率化や臨海部の開発促進に資するほか、災害時の緊急輸送路や迂回路などの確保が図られる。					
また、当該事業（晴海～有明間）は、2020年オリンピック・パラリンピック開催までに整備することとされており、着実に推進し、早期完成を図られたい。					
事業評価監視委員会の意見					
対応方針については原案通り「事業継続」で了承。					
事業採択時より再評価実施時までの周辺環境変化等					
晴海地区、豊洲地区等では、ウォーターフロントの特性を活かした複合市街地の形成が進んでいる。特に、勝どき、月島地区等においては、開発による需要増加が見込まれており、現在、超高層マンション等の建設が急ピッチで進行している。					
また、平成32年オリンピック・パラリンピック競技大会の開催地が東京に決定（平成25年9月）し、首都高速晴海線周辺の東京ベイゾーンには既存施設を活用した競技会場の他、新たに選手村や競技会場が建設される予定である。					

事業の進捗状況、残事業の内容等	
<p>豊洲～東雲JCT間については、平成21年2月に供用済。</p> <p>晴海～豊洲間については、下部・上部工事を施工中。</p>	
事業の進捗が順調でない理由、今後の事業の見通し等	
<p>晴海～豊洲間については、平成29年度内の供用に向け工事実施中。</p>	
施設の構造や工法の変更等	
<ul style="list-style-type: none"> ・道路橋示方書の改定（平成24年3月）に伴う下部構造の見直し ・東雲運河部の架設工法の見直し 	
対応方針	事業継続
対応方針の決定理由	
<p>以上の事業の効果、事業評価監視委員会における審議、知事の意見を踏まえると、事業の必要性、重要性は変わらないと考えられる。</p>	
事業概要図	
 <p>位置図</p> <p>埼玉県</p> <p>東京都</p> <p>山梨県</p> <p>首都高速晴海線</p> <p>神奈川県</p>	 <p>汐留 JCT</p> <p>浜崎橋 JCT</p> <p>東雲運河部</p> <p>晴海</p> <p>豊洲</p> <p>東雲 JCT</p> <p>辰巳 JCT</p> <p>高速11号台場線</p> <p>高速湾岸線</p> <p>補助 314号線</p> <p>補助 315号線</p> <p>晴海通り</p> <p>評価対象 L = 2.7 Km²</p> <p>供用済 L > 15 Km</p>

※ 総費用、総便益とその内訳は、各年次の価額を割引率を用いて基準年の価値に換算し累計したものの。